

中央小いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれのあるものである。

しかし、「いじめはどの子どもにもどの学校にでも起こり得る」ことから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処）を組織的に取り組む。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第2 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人間として決して許されない行為である。

しかし、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって、継続して、真剣に未然防止、早期発見、早期対応などのいじめ防止等の対策に取り組まなければならない。

以上のような基本的な考え方に立ち、すべての児童が生き生きとした明るく楽しい学校生活を送れるように「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その基本方針に従って、いじめの防止等のため対策を推進する。

第3 いじめ防止のための基本的な方針

1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、本校が教育目標に掲げる「やる気が出る、認め合える、温かい学校」をめざし、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを通して、いじめを生まない、見過ごさない土壌づくりに努める。

このため、児童生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられるなかまづくりに努める。また、児童生徒が

いじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域を挙げた取組を推進するための普及啓発を行う。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であり、教師は児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている物」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、相談機会を複数設けるなど児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すことを前提に、毅然とした態度で加害児童へ指導を行う。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに高松市教育委員会に報告し、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力してその事態に対処するとともに、再発防止に努める。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員の生徒指導力と、いじめへの対応に係る指導力の向上を図るため、校内研修を行い、生徒指導にかかる体制等の充実に努める。

6 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページに記載する。

7 関係諸機関との連携しての対応

学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ防止に取り組む

第4 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を行うため、生徒指導部会の他に、「いじめ防止対策委員会」設置する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、教育相談・いじめ防止担当、養護教諭、関係学級担任とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加する。

第5 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) お互いの人格を尊重し合える態度の育成

児童生徒の自己有用感を高める取組と、他人の人格を尊重する意識と態度を育成する取組により、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある、温かい学級集団づくりに努める。

(2) 授業の充実

「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。対話を中心に、学習意欲が高まる主体的な学びを確立する授業づくりを心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を育て、自尊感情を育む教育活動の推進に努める。

(3) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育及び体験活動等を推進する。

(4) 傍観者を生まない集団づくり

「『強めよう絆』月間」等を捉えて、なかまづくりを促進し、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考え、いじめは決して許されないという考えのもと、主体的にいじめの防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

(5) インターネット等に関する指導・啓発

インターネット等を通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行い、被害者も加害者も生まないように努めるとともに、保護者に対してインターネットやSNS等の適切な利用等についての啓発を行う。

(6) 家庭や地域関係機関との連携

いじめ防止に向けて、家庭や地域関係機関と連携しながら、いじめ防止の取組みを推進する。

2 いじめの早期発見

(1) 細やかな日常観察による児童理解

すべての教職員が、いじめは大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童生徒が示す小さな変化を敏感に察するように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、児童生徒との緊密な関係づくりとともに、教職員と児童生徒・保護者との日々の学校生活についてやりとりを行う「連絡帳」等を活用して、学校生活や友人関係等の把握に努める。

(2) 個と集団を見る視点

ア. アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。アンケートでは、選択式と記述式それぞれの特徴を生かし、組み合わせる。アンケートの結果は、適切な内容および方法で、必要があれば保護者にも伝える。

イ. 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、日頃から児童との対話を積極的に行う。スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターなど教職員による教育相談を実施する。

ウ. 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめの早期対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。いじめられる側の身体的な苦痛に配慮するとともに当事者だけでなく、保護者や友達からも情報収集を行い、正確かつ迅速に行う。
- ・ 「いじめ対策委員会」を招集し、情報の共有を行うとともに、具体的対応を検討・協議する。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有し、組織で対応する。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童保護者に連絡する。
- ・ 高松市教育員会、香川県教育委員会や専門機関等、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童の立場に立ち、その児童を徹底して守り通すという前提のもと、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係の報告と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・ いじめられた児童の苦しみや苦痛に共感しながら、励まし、心の支えとなるように支援する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至

った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、いじめの動機や気持ちをじっくりと聞き、いじめをしている自分を厳しく見つめさせ、再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、「いじめは絶対に人間として許されないこと」「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を毅然とした態度で理解させ組織的に指導にあたる。
- ・ いじめの動機やいじめている時の気持ちを聞くとともに、いじめをしている自分を厳しく見つめさせ、心の弱さを乗り越えるよう指導、援助する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめた児童の指導を行う際には、その後その児童が孤立しないように配慮する。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

第6 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席（30日をめやすとする）することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大な事態を認知した場合は、第3者委員会を立ち上げ、速やかに高松市教育委員会・香川県教育委員会への報告・相談を行い、警察等、関係諸機関と緊密な連携を図りながら対応にあたる。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体になって調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」で検討し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行った時は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。調査回答用紙は定められた期間、保存する。

第7 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりにもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る。

職員会議等において、いじめ対策基本方針を毎学期確認し、教職員の意識を高めるとともに、具体的対応の仕方について共通理解・共通行動の徹底を図る。

第8 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行う。

平成26年4月1日策定
平成28年4月1日改訂
平成29年4月1日改訂
平成30年4月1日改訂
令和2年4月1日改訂